

医療的ケア児の保育所受入れガイドライン

令和5年7月

小平市

目次

第1	基本的事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 ページ
1	医療的ケア児の受入れ要件	
2	医療的ケアの内容	
3	対象児童	
4	受入れ体制	
第2	医療的ケア児の入所までの手続き・・・・・・・・・・・・・・・・	2 ページ
1	医療的ケア児の受入れ方針の周知	
2	事前相談	
3	医療的ケア実施申込み	
4	面談・行動観察	
5	医療的ケア児保育所受入審査会	
6	入所申込み	
7	実施施設との調整	
8	医療的ケアに必要な物品等の提供	
第3	医療的ケア児の入所後の継続等について・・・・・・・・	4 ページ
1	医療的ケアの継続審査について	
2	入所後における医療的ケアの内容変更について	
3	長期欠席について	
第4	実施施設での医療的ケア実施体制及び対応・・・・・・・・	5 ページ
1	医療的ケアの実施者について	
2	医療的ケアの安全実施体制について	
3	緊急時の対応	
4	職員の研修	
第5	保護者の了承事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7 ページ
1	医療的ケアについて	
2	保育の利用について	
3	体調管理及び保育の利用中止等	
4	緊急時及び災害時の対応等	
5	退所等	
6	情報の共有等	
7	その他	

第1 基本的事項

1 医療的ケア児の受入れ要件

申込みの時点以降において、次の要件を満たすことを必要とする。

- (1) 保護者の就労や病気等の理由により、保育所で保育を行うことが必要であると認められること。
- (2) 集団保育ができること。
- (3) 日々通所ができること。
- (4) 保育所における受入れ体制が整えられていること。
- (5) 日常的に保護者が行っている医療的ケアが確立し、安定した医療的ケアが行われていること。
- (6) 市職員又は施設職員が必要に応じて受診同行や面談等により、主治医と連携を図ることができること。

2 医療的ケアの内容

医療的ケアの内容は、原則として次の内容を基本とする。

- (1) 経管栄養（経鼻経管栄養、胃ろう、腸ろう）
- (2) 導尿
- (3) 吸引（口腔内、鼻腔内、気管切開部）
- (4) インスリン注射

3 対象児童

3歳児クラス以上で症状が安定期にあり、集団生活が可能な医療的ケア児

4 受入れ体制

- (1) 受入れ時期は、原則として4月1日入所とする。
- (2) 医療的ケアを実施する施設（以下「実施施設」という。）は、市長が指定する保育所とする。
- (3) 医療的ケアを実施できる日時は、原則として土曜日を除く保育所開所日の8時間（時間帯は実施施設が定める）の範囲とする。
- (4) 市全体での受入れ数については、各保育所での受入れ体制が確保できる看護師数などを考慮し、年度ごとに判断する。

第2 医療的ケア児の入所までの手続き

医療的ケア児の入所までの手続きは、次の流れを基本とする。

●医療的ケア児の入所までの流れ（4月入所）

- | | |
|----------|---------------------|
| 7月下旬 | (1) 募集内容の公開 |
| | (2) 事前相談 |
| 9月中旬～下旬 | (3) 医療的ケア実施の申込み受付 |
| 10月中旬～下旬 | (4) 面談・行動観察 |
| 11月上旬 | (5) 医療的ケア児保育所受入審査会 |
| 11月中旬 | (6) 医療的ケア実施の可否の結果通知 |
| | 受入れ可 |
| 11月下旬 | (7) 入所申込み受付 |
| 12月上旬 | (8) 利用調整結果通知 |
| | 入所決定 |
| 12月中旬～3月 | (9) 保育所との調整 |
| 4月～ | (10) 保育所利用開始 |

1 医療的ケア児の受入れ方針の周知

市は、医療的ケア児の受入れ方針を決定し、その内容について市ホームページ等を通じて保護者へ周知する。

2 事前相談

- (1) 本ガイドラインに基づいて、受入れの手續や保育環境、医療的ケアの実施内容等について説明を行う。
- (2) 保育が必要な家庭の状況や医療的ケア児の様子、生活の状況、医療的ケアの内容等の聴き取りを行う。
- (3) 保護者が入所を希望している実施施設への見学を案内する。

3 医療的ケア実施申込み

保護者から「医療的ケア実施申込書」、「医療的ケアに係る調査票」、「医療的ケア児の保育同意書」及び「医療的ケアに関する意見書」を提出してもらい、申込みを受け付ける。

4 面談・行動観察

保護者と調整の上、実施施設において、保護者及び医療的ケア児と面談及び行動観察を実施する。

5 医療的ケア児保育所受入審査会

要綱に基づき、医療的ケア児保育所受入審査会を実施する。集団保育の可否、医療的ケア実施の可否、及び受入れにあたっての安全管理等について協議を行い、受入れの可否について審査する。医療的ケア児保育所受入審査会の結果を踏まえ、市は受入れの可否を決定し、保護者へ通知する。

6 入所申込み

医療的ケアが実施可能となった場合は、保護者から入所申込みに必要な申請書類の提出を受け、小平市入園選考等基準表に基づき入所選考を行い、その結果を保護者へ通知する。

7 実施施設との調整

- (1) 保護者は、主治医が作成した「医療的ケア指示書」を実施施設へ提出する。
- (2) 実施施設は、保育時間中の医療的ケアの内容や方法の他、必要な事項について、保護者と調整する。
- (3) 実施施設は、医療的ケア児の発達・発育状況、受入れクラス、保育施設での生活

の流れ、行事への対応、及び保育の進め方等を確認する。

8 医療的ケアに必要な物品等の提供

保護者から、保育中の医療的ケアに必要な物品を実施施設へ提供してもらう。
なお、使用後の物品等については、保護者に家庭へ持ち帰ってもらう。

第3 医療的ケア児の入所後の継続等について

1 医療的ケアの継続審査について

原則、年に1回、保護者から医療的ケア児の健康状態等に係る申告書、及び「医療的ケア指示書」を提出してもらい、市は医療的ケアの継続実施が可能であると判断した場合には、継続して保育を実施する。

2 入所後における医療的ケアの内容変更について

- (1) 入所後に医療的ケアの内容に変更があった場合は、保護者から改めて「医療的ケア実施申込書」、「医療的ケアに係る調査票」、「医療的ケアに関する意見書」及び「医療的ケア指示書」を提出してもらう。
- (2) 集団保育の可否、医療的ケア実施の可否、及び保育の継続実施にあたっての安全管理等について協議を行い、保育の継続実施の可否について決定する。なお、市が保育の継続実施ができないと決定した場合は、原則として退所となる。
- (3) 医療的ケアの必要がなくなった場合は、保護者から提出された主治医の診断書、医療的ケア児の健康状態等を確認し、通常の保育利用に変更となる。

3 長期欠席について

- (1) 保育所は、恒常的に保育所での保育が必要な場合に在籍することができるため、病気治療等のやむを得ない理由を除き、通所しない日が2か月以上続いた場合は、原則として退所となる。
- (2) 長期欠席の後、通所が可能となった場合は、実施施設における集団保育の再実施について、必要に応じて主治医等に意見を求める。

第4 実施施設での医療的ケア実施体制及び対応

1 医療的ケアの実施者について

保育中の医療的ケアは、原則として、看護師が行うものとする。

- ※ 実施施設での医療的ケアは、看護師が行うことを原則とし、医療行為に該当しない範囲の補助などを、保育士や他の職員と協力しながら進めていく。
- ※ 医療的ケアを主に行うための看護師等は、在籍児の健康管理を行っている看護師とは別に置くものとする。

2 医療的ケアの安全実施体制について

(1) 医療的ケア実施に関する情報の共有

実施施設は、「医療的ケア実施申込書」及び「医療的ケア指示書」の内容を確認し、主治医の指導を受け、医療的ケアを実施する。なお、医療的ケアに関する情報は、施設長、保育士、看護師、栄養士等の職員間で共有する。

また、医療的ケアの実施にあたっては、施設長は、医療的ケアの安全実施をマネジメントする体制を構築する。

(2) 実施施設関係者の役割

ア 医療的ケア児が所内で安全に医療的ケアを受けながら、集団保育の中で快適に過ごせるように、施設長、保育士、看護師、栄養士等の職員、主治医が連携して対応する。

イ 施設長は、医療的ケア児の保育及び医療的ケアの安全実施のマネジメント、職員育成等を行う。

ウ 保育士は、看護師、栄養士及び保護者と連携して、日々の医療的ケア児の健康状態を把握した上で、集団保育を行い、保育所での生活の状況を保護者に報告する。

エ 施設長は、看護師、保育士、栄養士及び保護者と連携して、医療的ケア児の健康状態を把握する。また、主治医等の指示書に基づき「医療的ケア実施計画書」及び「医療的ケア実施手順書」を作成し、保護者の理解及び同意の下、保育士と相互に協力し、安全に医療的ケアを実施する。また、医療的ケアの実施状況と健康状態を保護者に報告する。

オ 施設長は栄養士と連携して、医療的ケアの内容に応じて、主治医等の指示書に沿って調整し、安全かつ衛生的に提供できるよう食事の管理を行う。

カ 実施施設は、医療的ケア児の個別の状況を十分に踏まえて、健康診断や医療的ケアの内容について主治医と情報を共有し、必要に応じて助言を受ける。

(3) 衛生管理

ア 実施場所については、衛生状態が保てるよう環境の整備を行う。

イ 医療的ケア児が使用する医療的ケアの物品・備品等については、保護者と事前に協議し、衛生的に保管・管理する。

(4) 文書管理

医療的ケアの実施に関する「医療的ケア実施計画書」、「医療的ケア実施手順書」、「医療的ケア実施報告書」等の書類は、実施施設にて必要期間保管する。

3 緊急時の対応

(1) 実施施設は、医療的ケア児の健康管理・事故防止のため、主治医の協力を得ながら保育を実施する。

(2) 緊急時の対応は、実施施設で定めている事故発生時の対応の流れに沿って対応する。

(3) 実施施設は、緊急時の対応について事前に保護者に十分に説明し、同意を得る。

(4) 保護者は、医療的ケア児の体調が悪化した等の理由により、実施施設が保育の継続が困難と判断した場合には、実施施設からの連絡により、利用時間の途中でであっても医療的ケア児の引取りをする。なお、病院搬送時には、病院に直行する。

4 職員の研修

医療的ケア児の発達過程や疾病の状況を踏まえ、安全かつ適切に医療的ケアを提供するために、医療的ケア児に関わる可能性がある職員が必要な知識や技術を身に付けられるよう、研修等の機会の確保に努める。

第5 保護者の了承事項

次の事項について、保護者に了承を得た上で、保育所の入所を決定する。

1 医療的ケアについて

- (1) 主治医が保育において必要な医療的ケアや緊急時の対応等を記載した「医療的ケア指示書」を保護者は市へ提出する必要があること。また、実施施設が主治医からの緊急時対応等に関する指導・助言が必要な場合に、実施施設の担当者が医療的ケア児の受診時に同行し、主治医との相談を行う場合があること。
- (2) 実施施設では、関係法令や主治医の指示書等に基づいて、医療的ケア及び緊急時の対応を行うこと。

2 保育の利用について

- (1) 保育の利用日・利用時間は、月曜日から金曜日（祝日を除く）の8時間（時間帯は実施施設が定める）の範囲とする。実施施設が特に認めた日（保育所等の行事の日等）を除き、土曜日及び延長保育の利用はできないこと。
- (2) 医療的ケア児が新しい環境に慣れるとともに、実施施設が医療的ケアを安全に実施するために、必要に応じて入所後の一定期間、保護者の付添いの下で通所し、保育に参加する必要がある場合があること。

3 体調管理及び保育の利用中止等

- (1) やむを得ない事情により実施施設における受入れ体制が整えられない場合、又は医療的ケアを行う看護師等が勤務できない場合には、保育の利用ができない場合があること。
- (2) 登所前に健康観察をすること。なお、顔色、動作、食欲、体温等がいつもと違い、体調が悪い時には、保育を利用しないこと。
- (3) 発熱、下痢、嘔吐等の体調不良の場合や熱がなくても感染症に感染した疑いがある場合は、保護者等に連絡するため、必ず連絡が取れるようにすること。また、体調不良により、実施施設が保育の継続が困難と判断した場合には、利用時間の途中であっても保育の利用を中止し、保護者等による医療的ケア児の引取りをお願いする場合があること。
- (4) 集団保育の場では、感染症に罹患するリスクが高くなることも予想されるため、保育所内で感染症が一定数以上発症した場合には、実施施設からの情報により、保護者等が保育を利用するかどうかを判断する必要があること。また、実施施設の判断で保育の利用を控えてもらう場合があること。
- (5) 実施施設が必要と認める時には、主治医等を受診すること。なお、その費用は、保護者等の負担となること。

4 緊急時及び災害時の対応等

- (1) 医療的ケア児の症状に急変が生じ、緊急事態と実施施設が判断した場合、その他必要な場合には、事前の打合せで取り決めた医療機関等の病院を受診することになること。なお、その際には、実施施設は、医療機関等に連絡を行うなど、必要な措置を講じるものとする。また、同時に、医療的ケア児の保護者等に連絡を行うものとする。
- (2) (1) の受診時においては、保護者等へ連絡する前に医療的ケア児を医療機関等に搬送し、受診又は治療が行われる場合があること。なお、それに伴い生じた費用は、保護者等の負担となること。
- (3) 栄養チューブの交換は、保護者の責任の下、自宅や受診時に行うこと。なお、保育所において栄養チューブが抜けた場合は、実施施設は、保護者及び主治医と事前に協議して作成した「医療的ケア実施計画書」に従って対応するものとする。
- (4) 医療的ケアの他に必要な服薬管理がある場合は、必要な薬剤を用意すること。なお、消費期限等の管理及び保管方法は、保護者の責任の下で行うものとする。
- (5) 災害時対策として、万が一災害時に保護者等が迎えに来られないことがある可能性を想定し、必要な分の薬と食事（栄養剤）を登所時に持参すること。

5 退所等

- (1) 医療的ケア児の病態の変化等により、市が実施可能な医療的ケアの内容以外の医療的ケアが必要になった場合は、原則として退所となること。
- (2) 実施施設の人員、施設又は設備の状況により、当該実施施設での医療的ケア児の受入れができなくなる場合があること。

6 情報の共有等

- (1) 医療的ケア児に対して安全な保育を提供するために、保護者から提出された申込書、医療的ケアに関する意見書、及び医療的ケア指示書等は実施施設や関係機関等と共有すること。
- (2) 医療的ケアが必要な児童の状況や集団保育を実施する上で必要なことは、他の児童やその保護者と共有する場合があること。

7 その他

保護者は、「第5 保護者の了承事項」の1～6の他、実施施設との間で取り決めた事項を順守すること。